



ピラカンサ

税経労務通信

山原 治 事務所

税理士  
社会保険労務士  
行政書士

編集 発行人

山原 治  
〒910-0003  
福井市松本4-2-4  
加藤ビル2F  
TEL 0776(21)2470(代)  
FAX 0776(24)3311  
URL <http://www.yamahara-office.jp>  
E-mail [info@yamahara-office.jp](mailto:info@yamahara-office.jp)

10月 (神無月) OCTOBER  
10日・スポーツの日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	.	.	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31	.	.	.	.	.

ワンポイント 法定外税

自治体が条例を制定して総務大臣から同意を得ることで新設できる税。税収の用途を限定しない「法定外普通税」と用途限定の「法定外目的税」があり、宿泊税や産業廃棄物税は多くの自治体が導入しています。最近では、交通税や太陽光パネル税などの“一風変わった”新税の導入の動きも出ています。

10月の税務と労務

- 国 税 / 9月分源泉所得税の納付 10月11日
- 国 税 / 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知 10月15日
- 国 税 / 8月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 10月31日
- 国 税 / 2月決算法人の中間申告 10月31日
- 国 税 / 11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 10月31日
- 地方税 / 個人の道府県民税及び市町村民税の第3期分の納付 市町村の条例で定める日
- 労 務 / 労働者死傷病報告 (7月~9月分) 10月31日
- 労 務 / 労災の年金受給者の定期報告 (7月~12月生まれ) 10月31日
- 労 務 / 労働保険料第2期分の納付 10月31日 (労働保険事務組合委託の場合は11月14日)





## 従業員に金銭を低金利で貸し付けた場合

所得税法においては、従業員に金銭を貸し付けた場合の利息は次によるものとされています。

- (1) 会社が他から借り入れて貸し付けた場合……その借入金の利率
- (2) その他の場合……所得税法が定める貸付を行った日の属する年に応じた利率（令和3年中に貸し付けを行ったものは1.0%）

では、無利息または低利息で貸し付けた場合はどのように取り扱われるのでしょうか。

### 1 原則は給与課税

従業員に無利息または低金利で金銭を貸し付けた場合は、その従業員は通常の利率で計算した利息の額との差額について、会社から経済的利益を受けたものとして、給与課税されます。そして、この経済的利益

についても源泉所得税を徴収しなければなりません。なお、課税時期は各月ごとにその月の末日又は1年を超えない一定期間ごとにその期間の末日となります。

### 2 給与課税されない場合

次のいずれかに該当する場合には、原則にかかわらず、給与として課税しなくてもよいことになっています。

- ① 災害や病気などで臨時に多額の生活資金が必要となった役員または使用人に、その資金に充てるため、合理的と認められる金額や返済期間で金銭を貸し付ける場合
- ② 会社における借入金の平均調達金利など合理的と認められる貸付利率を定め、この利率によって役員または使用人に対して金銭を貸し付ける場合
- ③ ①及び②以外の貸付金の場合で、前記(1)又は(2)の利率により計算した利息の額と実際に支払う利息の額との差額が1年間で5,000円以下である場合

## 入会金・会費の取扱い〔消費税〕

入会金や会費という名称であっても、その内容は様々です。消費税法上、それらが課税仕入に該当するかどうかは、支払う先から受ける役務の提供とその入会金や会費などとの間に明らかな対価関係があるかどうかによって判定します。

### 1 対価関係がない場合

町内会費などその団体等の業務運営に必要な通常会費については、一般的には対価性がないので課税仕入となりません。

### 2 対価関係がある場合

セミナーなどの会費、宿泊施設などを利用するための会員となる入会金（返還不要なもの）は、役務の提供などの対価となり、課税仕入に該当します。

### 3 対価性があるかの判定が困難な場合

事業者とその団体等の双方がその会費などを役務の提供などの対価に当たらないものとして継続して処理している場合はその処理が認められます。この場合、その団体等は、その旨をその構成員に通知します。

## 退職金共済制度の使用人兼務役員の取扱い

**Q** 退職金共済制度における使用人兼務役員の取扱いを教えてください。

**A** 退職金共済制度は、原則として、全従業員を加えさせることになっており、その掛金は損算入することが認められています。また、被共済者には、その法人の役員は含まれませんが、使用人兼務役員は含まれるとされています。

法人税法上は、同族会社の判定株主等で一定の要件を満たすものは使用人兼務役員として認めないこととされています。しかし、退職金共済制度の被共済者には、税法上、使用人兼務役員としては認められない役員であっても、事実上使用人としての職務に従事しているものを含むこととされており、その掛金は損算入することができます。